

新型コロナウイルス感染症 Web ページへの
患者様に関する非公開情報の誤掲載に関する報告

2 0 2 1 年 3 月
愛 知 県 人 事 局

新型コロナウイルス感染症 Web ページへの 患者様に関する非公開情報の誤掲載に関する報告

1 事案の概要

2020年5月5日（火・祝）午前9時30分頃から午前10時15分頃まで、愛知県新型コロナウイルス感染症に関する Web ページに、患者様に関する非公開情報を含んだ「新型コロナウイルス感染症県内発生事例一覧表」（以下「発生事例一覧表」という。）を誤って掲載した。

2 誤って掲載した内容（490人分）

誤って掲載した内容	本来の公開内容
患者様の氏名、入院先医療機関、入院日、転院先医療機関、転院日、退院日、発生届提出保健所、クラスターの名称及び分類	発表日、年代・性別、国籍、住居地、接触状況、備考（県、名古屋市又は中核市別の発生事例番号）

※氏名が掲載された方：396人

※氏名が掲載されていない方：94人

3 人事局による調査

本事案については、取扱いに特に注意を要する個人情報の誤掲載であり、5月28日（木）、感染症対策局は対象者490人に対し賠償する方針を発表した。このため、調査結果の客観性及び有効性を確保するため、弁護士2名に助言を得ながら、人事局において以下の関係職員20名から聴き取り調査を行った。また、総務局総務部情報政策課からパソコンの使用履歴等の資料提供を受け、その実態を確認した。

（職名は事案発生時のもので、局名及び部名は省略）

- 職員A 健康対策課新型コロナウイルス感染症対策室主査級職員・・・当事者
- 職員B 同室課長補佐級職員・・・職員Aの上司
- 職員C 同室課長級職員・・・職員Bの上司
- 健康対策課長
- 同課新型コロナウイルス感染症対策室長
- その他 当該 Web ページの作成に関与した可能性がある職員15名

4 本事案に関する関係条例等（本事案発生時点のもの）

（1）愛知県個人情報保護条例（平成16年条例第66号）

- 県は、インターネットにおける県のウェブサイトにて個人情報を掲載することにより提供するとき（本人の同意があるとき、その他明らかに個人の権利利益を侵害するおそれがないと認められるときに限る。）は、個人情報の保護のために必要な措置を講じなければならないとしている。（第9条関係）
- 県は、個人情報の漏えい、滅失及び損傷の防止その他個人情報の適切な管理のために必要な措置を講じなければならないとしている。（第10条関係）

（2）愛知県情報セキュリティポリシー（2019年12月1日最終改正：総務局長通知）

- 人的セキュリティ対策として、承認又は許可の申請を行う者とその承認者又は許可者は、やむを得ない場合を除き、同じ者が兼務してはならないとしている。（第12条）

関係)

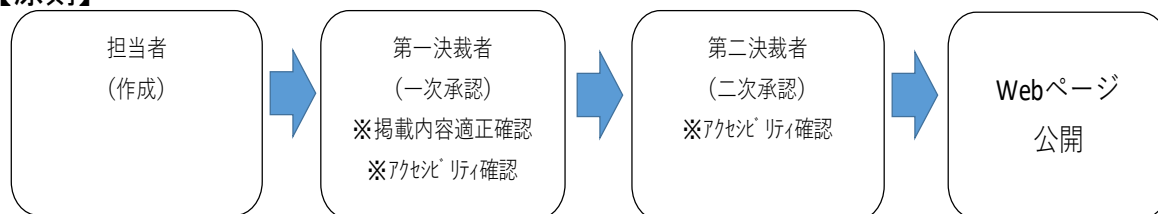
- 重要性Aの情報資産（秘密を要する情報資産）については、暗号化、パスワードの設定、アクセス制限等を行い、厳重に管理することとしている。（第18条関係）

(3) 愛知県民情報システム運営管理要領（2019年4月1日最終改正：総務局総務部情報政策課長通知）

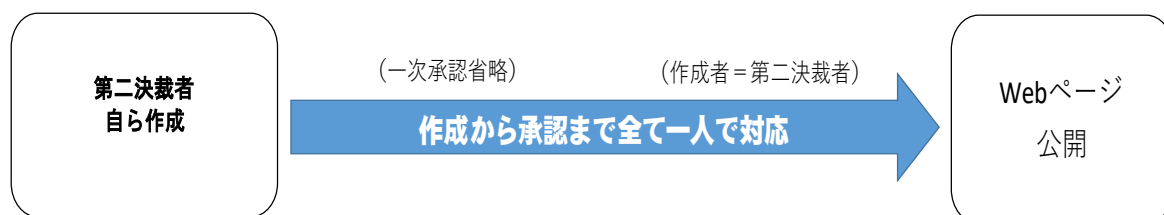
	定 義	業 務
情報提供システム	・県政に関する情報を、ネットあいちを利用した Web ページ（以下「Web ページ」という。）により迅速に提供するシステムをいう。	
Web 作成支援システム	・情報提供システムの Web ページを簡単に作成及び更新するための職員用システムをいう。	
Web 管理担当者	・Web ページの知識・技能を有すると認められる職員の中から所属長が指名した者をいう。（複数人可）	・Web ページ等の適正管理業務を行う。
Web ページ等担当者（以下「担当者」）	・Web ページ等の作成及び更新を行う者で所属長が指名した者をいう。	・グループ班長等の指示を受け、Web ページの作成又は更新をすることができる。
Web ページ等第一決裁者（以下「第一決裁者」）	・所属内の Web ページ等の一次承認を行う者で、所属長が指示した担当者の班長をいう。	・担当者が作成又は更新した Web ページ等について、掲載内容の適正確認及びアクセシビリティを確認し、一次承認する。
Web ページ等第二決裁者（以下「第二決裁者」）	・所属内の Web ページ等の二次承認を行う者で、所属長が指示した Web 管理担当者等をいう。	・一次承認した Web ページ等について、アクセシビリティを確認し、二次承認する。
アクセシビリティ	・障害者や高齢者が利用しやすい Web ページづくりをいう。	

(4) 上記要領に定める Web ページ公開の流れ

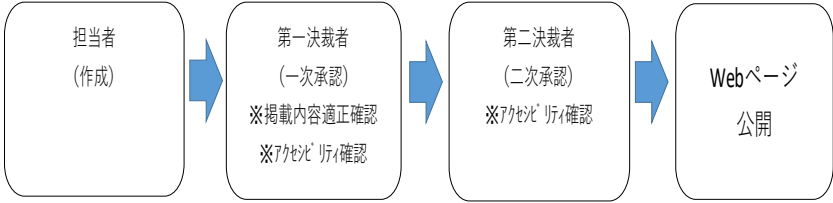
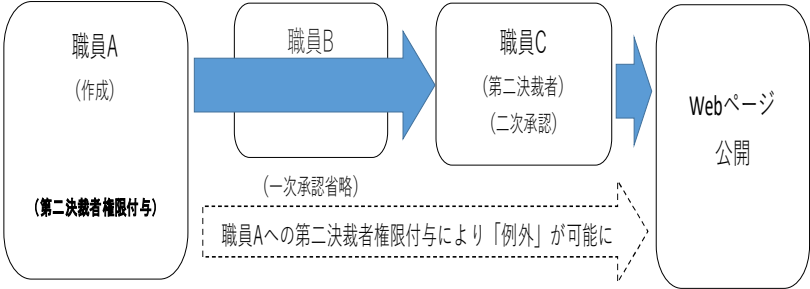
【原則】



【例外（やむを得ない場合）】



5 聴き取り調査結果

日 付	内 容
2020 年 3 月 16 日 (月) 以前	<p>○Web ページの作成（「発生事例一覧表」の更新）</p> <ul style="list-style-type: none"> 健康対策課感染症グループ職員が、excel ファイルで作成した「発生事例一覧表」を PDF ファイルに変換した上、Web 作成支援システムにて Web ページを作成（Web ページに掲載している「発生事例一覧表」ファイルを最新のものに更新すること。以下同じ）し、公開した。 <p>【Web ページ公開の流れ】</p>  <pre> graph LR A[担当者 (作成)] --> B[第一決裁者 (一次承認) ※掲載内容適正確認 ※7/26/27 再確認] B --> C[第二決裁者 (二次承認) ※7/26/27 再確認] C --> D[Webページ 公開] </pre>
3 月 16 日 (月)	<p>○健康対策課内に「感染症対策調整グループ」を設置</p> <ul style="list-style-type: none"> 職員 A 始め 7 名が着任した。 職員 B は、職員 A に対し、Web ページに関する対応全般やマスコミ対応などの「広報担当業務」を命じた。
3 月 17 日 (火)	<p>○職員 A に「第二決裁者」の権限を付与</p> <ul style="list-style-type: none"> 職員 A からの申請により、Web 作成支援システム管理者（総務局総務部情報政策課）は「第二決裁者」の権限を付与した。 <p>【Web ページ公開の流れ（権限付与後）】</p>  <pre> graph LR A[職員A (作成) (第二決裁者権限付与)] --> B[職員B (一次承認省略)] B --> C[職員C (第二決裁者) (二次承認)] C --> D[Webページ 公開] A -.-> D </pre> <p>○ Web ページ作成担当者の変更</p> <ul style="list-style-type: none"> 健康対策課感染症グループ職員が行っていた Web ページの作成を職員 A が引き継いだ。（ただし、「発生事例一覧表」PDF ファイルは、引き続き感染症グループ職員が作成した。） 以降、職員 A が出勤しない週休日等は、他の感染症対策調整グループ職員が 2 名ずつ交代で対応した。 職員 A は、職員 B から Web ページに関する対応全般を命じられていたことから、迅速な Web ページ作成のため、職員 B が掲載内容の適正確認を行う一次承認を省略するととも

	<p>に、Web ページの作成から二次承認までを全て職員A一人で対応することとし、職員Bもそれを容認した。</p> <p>【Web ページ公開の流れ（実際）】</p>
4月1日（水）	<p>○健康対策課内に「新型コロナウイルス感染症対策室」を設置 ・健康対策課から「感染症対策調整グループ」及び「感染症グループ」を移管した。</p>
4月10日（金）頃	<p>○Web ページに掲載する「発生事例一覧表」PDF ファイル作成担当者の変更 ・感染症グループ職員が行っていた「発生事例一覧表」PDF ファイルの作成作業を、職員Aが行うようになった。 ・これ以降、Web ページに掲載する PDF ファイルの作成から、Web ページの作成まで、職員Aが一人で担うことになった。</p>
4月16日（木）	<p>○「発生事例一覧表」の Web ページ掲載方法を、「PDF ファイル」から「excel ファイル」に変更 ・職員Aは、県民等からデータとして二次利用したいという要望を受けたことから、職員Bに対し、二次利用しやすい「excel ファイル」での Web ページ掲載を提案し、職員Bはこれを了承した。 ・excel ファイルは、感染症グループ職員が作成した患者様に関するデータが保存された excel ファイルのうち、公開用に情報を整理したシートのみを残し、非公開情報を含む他のシートを削除して作成した。</p>
4月17日（金）	<p>○「発生事例一覧表」の Web ページ掲載を、「PDF ファイル」と「excel ファイル」の両方に変更 ・職員Aは、「excel ファイル」ではスマートフォンで閲覧できないとの県民の方から意見を受け、両方のファイルの掲載を提案し、職員Bはこれを了解した。</p>
5月4日（月・祝）	<p>○非公開情報が含まれた excel ファイルで Web ページを作成 ・この日の Web ページ作成作業は別の2名の職員が当番であったが、国の緊急事態宣言延長方針を受け、愛知県新型コロナウイルス感染症対策本部員会議（以下「県対策本部員会議」という。）を開催することとなったため、出勤予定でなかった職員Aと職員Bが急遽出勤した。 ・午後7時からの県対策本部員会議のため、出勤していた感染症対策調整グループ全員で準備作業に従事した。 ・午後8時に県対策本部員会議が終了し、職員Aは執務室に戻り、「県対策本部員会議資料」を掲載する Web ページを作成していたところ、「発生事例一覧表」の Web ページが作成</p>

	<p>されていないことに気付いたため、自主的に当該 Web ページの作成に取り掛かった。</p> <p>・各方面からの電話問い合わせなどと並行して「発生事例一覧表」の Web ページ作成に取り掛かったため注意力散漫となり、非公開情報を含むシートの削除を失念し、午後 9 時 17 分頃、非公開情報を含んだ excel ファイルで Web ページを作成し、翌日午前 9 時 30 分に公開されるようにした。</p>
5 月 5 日（火・祝）	<p>○Web ページに非公開情報が掲載（午前 9 時 30 分～）</p> <p>・県民の方からの指摘により、午前 10 時 15 分頃、出勤していた感染症グループ職員が Web 作成支援システムから当該 Web ページを削除した。（約 45 分間掲載）</p>

6 問題発生の原因

（1）ダブルチェック体制の不備

- 職員 A が Web ページに掲載する「発生事例一覧表」の excel ファイルを作成する際に、非公開情報を含んだシートの削除を失念し、そのまま Web ページを作成したことが直接の原因であるが、3 月 17 日（火）に職員 A に対して「第二決裁者」権限が付与された以降、職員 A が Web ページを作成する際は、迅速な Web ページ作成を優先し、掲載内容の適正確認を行う第一決裁者である職員 B の一次承認を省略するとともに、職員 A 自ら二次承認しており、Web 作成支援システムにおけるダブルチェック体制が整っていなかった。
- また、職員 A が出勤しない週休日等は、他の感染症対策調整グループ職員が 2 名ずつ交代で Web ページを作成していたが、その際は職員 A の ID を使って Web 作成支援システムにログインし、職員 A と同じ方法で作業していたことから、本来のダブルチェック体制が整っていなかった。（ただし、職員 A 以外は画面を確認し合うなど共同で Web ページを作成しており、実質的なダブルチェックを実施していた。）

（2）愛知県新 Web 作成支援システム操作マニュアルの不備

- 愛知県情報セキュリティポリシー第 12 条(11)イでは、「承認又は許可の申請を行う者とその承認者又は許可者は、やむを得ない場合を除き、同じ者が兼務してはならない。」と規定している。
- 総務局総務部情報政策課は、「Web 作成支援システムにおける「やむを得ない場合」とは、災害等で取り急ぎ 1 人しか登庁できない場合で、かつ、緊急即時に情報発信が必要な場合等、万が一を想定した文言で、作成者が恒常的に作成・承認することを許容しているものではない。」としている。
- 一方で、同課が作成した「愛知県新 Web 作成支援システム操作マニュアル（決裁者（承認用）） Ver. 1.0 2015 年 11 月」では、「やむを得ない場合」に対応できるよう、例外として、第二決裁者が Web ページを作成した場合、一次承認を省略して二次承認できることを説明している。ただし、この例外の条件である「やむを得ない場合」が具体的に明示されていないことから、本事案においては、職員 A 及び職員 B が迅速な Web ページ作成を優先し、掲載内容の適正確認を行う第一決裁者の一次承認を省略した。更に、職員 A には「第二決裁者権限」が付与されていたことから、Web ページの作成から二次承認まで全て一人で対応することが可能であった。

(3) 組織としての個人情報の取扱いに対する認識の欠如

- 新型コロナウイルス感染症対策室では、患者様に関する取扱いに注意を要する個人情報を扱っているにも関わらず、暗号化やパスワード設定をすることなく室内の共有ファイルから職員が誰でも入手できる状態であったことは、愛知県情報セキュリティポリシー第18条関係に基づき厳重に管理されていたとは言えず、不適切であった。
- 取扱いに注意を要する個人情報を含む excel ファイルから、Web ページに掲載するために作成する「発生事例一覧表」は、本来、複数人で細心の注意を払って対応すべきところ、4月10日（金）以降、職員A一人に全て任せたとことは、組織として個人情報の取扱いに対する認識が欠如していた。
- また、4月16日（木）以降、「発生事例一覧表」を excel ファイルで Web ページに掲載したことは、公開データの二次利用を積極的に促進すること等を定めた国のオープンデータ基本指針（2017年5月30日高度情報通信ネットワーク社会推進戦略本部・官民データ活用推進戦略会議決定）や、データとして二次利用したいという県民等からの要望を踏まえた、県民サービスの一環であり、excel ファイルの掲載そのものには問題はないが、複数の職員から2016年度に発生した健康対策課における個人情報流出事案（2017年1月17日から同年2月6日まで、県が指定した指定難病医6,735人を公開している Web ページに、本来掲載しない非公開情報（生年月日、個人電話番号、医籍番号等）が含まれた excel シートの削除を失念し、誤って掲載したもの。2017年2月6日公表済。）と同様にその危険性が高いとの意見があったにもかかわらず、職員Bは職員Aに特段の漏えいリスク対策を講じさせることなく、excel ファイルでの Web ページの掲載を容認したことは、組織として個人情報の取扱いに対する認識が欠如していた。

7 再発防止策

○ Web 作成支援システムの「承認者」権限に関する運用の見直し

- ・ Web 作成支援システムの「第二決裁者」は、当該情報発信について責任を負える者（班長以上）に限定した。

○ Web 作成支援システムの改修

- ・ 第二決裁者が作成した Web ページについては、自身で承認できないようにした。（常に作成者以外の他者が承認できるようにする。）
- ・ 複数でのチェックを徹底させるため、システムの承認画面に「注意を喚起するメッセージ」や「チェックボックス」を表示させた。
- ・ Web 作成支援システムの改修に合わせ、当該システムに係る操作マニュアルも改正した。

○ 「Web ページ掲載チェックリスト」（紙）による確認の導入

- ・ Web ページ掲載前の確認を徹底させた。
- ・ excel ファイルを添付する際の留意点を分かりやすく明示した。

○ 職員に対する注意喚起

- ・ 情報漏えい防止に関するポスターを作成し、執務室に掲示するとともに、全職員にチラシを配布した。
- ・ 個人情報の適正な管理の徹底を、改めて周知した。
- ・ 今後も、各種研修などあらゆる機会を活用して、再発防止を徹底する。